



申15号「現業機関における柔軟な働き方について」に関する説明申し入れを行う!

JR東労組は、2021年5月26日、本社より「現業機関における柔軟な働き方の実現について」の提案を受けました。統括センター及び営業統括センターの新設や職名の統合などの見直しを実施し、これまでの役割分担に捉われない柔軟な働き方を実現するとの内容が示されています。しかし現時点、「現実味を感じない」「モチベーションが高まるのか」との声や、「安全が脅かされないのか」など、危惧する声もあげられています。また、提案時の議論では、具体的な規模感が示されていないことや標準数の示し方が検討中であるとの回答もあり、疑問点は多く残されています。

今提案内容は、これまで各系統における技術・技能を継承し鉄道の安全を支えてきた職場が大きく変わるものと考えられます。そのため、現業機関の新設や職名の統合などの見直しを実施することで、どのように安全レベルの維持・向上を実現し、技術継承できる体制を構築していくのかを明確にする必要があります。

また、組合員は「駅の変革」「新たなジョブローテーションの実施」などの施策に向き合い、不安や葛藤もあるなか奮闘しています。そのような中、これまで以上に一人ひとりの組合員が担う業務が多岐にわたり、働き方が大きく変わることが示され、組合員からは健康・ゆとり・働きがいと保たれ、モチベーションが維持・向上できるか不安視する声もあげられています。 **組合員の疑問点を解消するために、以下の項目を申し入れました!**

《 申入れ項目 》

1. 現業機関における柔軟な働き方の実現を行う目的を明らかにすること。
2. 日単位及び時間単位での柔軟な働き方について、どのように安全レベルの向上を実現し、技術・技能継承できる体制を構築するのか明らかにすること。
3. 現業機関における柔軟な働き方を実現することで、どのように社員のモチベーション向上を実現するのか明らかにすること。
4. 「新たなジョブローテーションの実施について」と、今提案との整合性を明らかにすること。
5. 各支社及び新幹線統括本部管内における、統括センター及び営業統括センターの配置の考え方について明らかにすること。
6. 統括センター及び営業統括センターの新設に伴う「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」等に関する事業場の考え方について明らかにすること。
7. 統括センター及び営業統括センターの業務内容を明らかにすること。
8. 各組合員が従事する業務内容等の把握・管理の方法について明らかにすること。
9. 職名の見直しに伴う標準数の示し方を明らかにすること。
10. 賃金制度の改正について、以下の各号の内容を明らかにすること。
 - ① 業務内容によりキャリア加算が行われる理由を明らかにすること。
 - ② 乗務員手当の見直しを行う目的を明らかにすること。
 - ③ 事務職の組合員へ支給されている技能手当の削減が行われる理由を明らかにすること。
 - ④ 統括センター及び営業統括センターに勤務する者について、通勤超勤に該当しない理由を明らかにすること。

鉄道事業の専門性を重視し安全を守るために、各系統の技術・技能を継承できる職場をつくり出そう!
労働条件・環境の維持・向上を目指し、風通しの良い働きがいの持てる職場をつくり出そう!